

(別紙)

(仮称)木曾川右岸道路(南部ルート)建設事業に係る環境影響評価準備書についての

知事の意見

[事業計画・地域の概況]

- 1 計画路線案のトンネル坑口の近くの特別養護老人ホーム「木曾あすなる荘」には、健康に影響を受けやすい方々が入居されている。このため事業の影響について再確認を行い、必要に応じて十分な保全対策を行うこと。
- 2 土工事により発生するのり面について、崩落の恐れがない場合は景観等に配慮してシートで覆わずに早期緑化を行うこと。
- 3 道路沿線の植栽及び構造物の色彩については、景観との調和を検討するだけでなく、地域住民の意見も聞いて決定すること。
- 4 路面排水処理に用いる浸透マスについては、災害(崩壊、地すべり等)が発生することがないように、適正な位置に設置すること。

[大気質]

- 5 トンネルの掘進方向を変更する場合は、変更によって新たに生じる影響の予測・評価を行い、必要に応じて保全対策を行うこと。
- 6 評価結果について、「環境基準を下回っているので影響は小さい」としているが、環境基準を下回っていてもさらに影響を回避・低減することが重要であるため、明確に記載すること。
- 7 供用後の二酸化窒素等の濃度について、現状の国道19号の近傍で計測した実測値をバックグラウンド濃度として加えているが、これは交通量の分散による濃度の低下を考慮していない予測値であることを地域住民の方々が十分納得できるように説明すること。

[騒音・振動・低周波音]

- 8 重機等の稼働に係る保全対策について、排ガス対策型・低騒音型建設機械の選択、作業時間帯・作業工程の適切な設定なども考慮すること。
- 9 発破工事に係る保全対策について、トンネル坑口等における防音シート等の設置、作業時間帯・作業工程の適切な設定なども考慮すること。
- 10 遮音壁の設置に当たっては地域住民の意見を聞くこと。
- 11 遮音壁や仮囲い等については、植物を利用した工法も検討すること。
- 12 低周波音については、評価の指標として感覚閾値を重視するとともに、物的影響と心身的影響についてその目安を明確にすること。
- 13 建設作業機械による低周波音の影響についても予測・評価を行うこと。
- 14 発破工事の際の防音扉については、発破音における切羽面での音圧を逆計算により算出するなど、その予測結果の根拠について十分に検証し、音響学的計算により適正な位置に配置すること。

[悪臭]

- 15 悪臭は、瞬間的であっても苦情の対象になる恐れがある。そのため、臭気指数10程度の臭いであっても、気象条件によっては影響が出る可能性があることを記述すること。

[水質・水象]

- 16 大桑村の木曾南部地区環境衛生組埋立地周辺の地下水の水質について情報を収集し、事業による影響が予測された場合には適切な保全対策を行うこと。
- 17 必要に応じて掘削予定土壌の溶出検査などを行い、地質由来と考えられる有害金属に対する保全対策を行うこと。

- 18 大桑村の木曾南部地区環境衛生組合理立地付近においては、ルート検討時に改変区域が埋立範囲外であることを地主現地立会い・測量等により確認し、必要に応じてボーリング調査を行うこと。
- 19 地下水や沢水を利用している集落もあるため、水道施設だけではなく、水源及び水源施設の位置図も示し、その水源等への影響についても予測・評価を行うこと。
- 20 樹木伐採後の状態による地下水への影響が考えられるため、モニタリング調査を実施するなど水象に対して十分に配慮すること。

[地形・地質]

- 21 活断層の活動性に関して記載すること。
- 22 計画路線沿いのわかりやすい模式的な地質縦断面図を追加すること。

[植物・動物・生態系]

- 23 長野県内で絶滅したとされていた植物のアイナエについては、水環境等の改変につながらないように十分な保全対策を行うこと。
- 24 種子の吹き付けについては、在来種の中から周辺の植物の生育を脅かすことのない種を選定して用いること。
- 25 水辺に生育する植物の保全に関して、雨水排水により発生した濁水等の影響を低減するために「工事中道路はアスファルト舗装とし、」とあるが、アスファルト舗装は撤去時に廃棄物が発生するため、保全対象が無い場合はできるだけ未舗装とすること。
- 26 猛禽類については、事前に専門家と協議し、事業やモニタリング調査を行うこと。

[触れ合い活動の場]

- 27 工事中はアクセス道路の確保に努め、地域住民だけでなく、観光客への事前周知についても配慮すること。

[史跡・文化財]

- 28 埋蔵文化財包蔵地だけでなく、その近接地を改変する場合も事前に教育委員会と協議すること。

[廃棄物等]

- 29 ルート決定後の残土処理場の選定に当たっては、事業実施区域が全体的に急峻な地形であることを十分に考慮すること。
- 30 建設発生土の再利用に当たっては、残土中の有害物質の有無及び含有量等について事前に把握し、適切に処理すること。

[総合評価]

- 31 路線比較評価結果については、各環境要素に共通した明確な評価基準の設定が困難であるため、
、
、
の記載による評価ではなく、各ルート案について、環境要素毎に、事業の影響と必要な保全対策を出来るだけ簡潔に記載した一覧表とすること。